

申請から交付までの流れ

【表示マーク対象施設】

収容人員が30人以上
かつ
地階を除く階数が3以上のホテル・旅館



【消防機関への申請】

「表示マーク交付（更新）申請書」及び
関係書類の提出

～関係書類～

- ・防火対象物（防災管理）定期点検結果報告書（写）
または防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）
- ・消防用設備等点検結果報告書（写）
- ・製造所等定期点検記録表（写）※危険物施設がある場合
- ・建築基準法第12条に基づく定期調査報告書（写）
- ・その他消防本部等が必要と認める書類



【消防機関による審査】

- ・提出書類審査
- ・現地確認



～審査結果良好の場合～

- ◆消防本部にて「表示基準適合通知書」
および「表示マーク」を交付
※表示マークの受領に「表示マーク受領書」の提出が必要です。
- ◆表示マークの電子データのダウンロード
用パスワードの交付

～審査結果不良の場合～

- ◆「表示基準不適合通知書」の交付

【表示マークの更新】

表示マークの有効期間内（銀1年・金3年）に「表示マーク交付（更新）申請書」を提出し、必要に応じて消防本部による現地確認等を実施します。良好と認められれば、「表示基準適合通知書」を交付します。

【表示マーク対象外施設】

収容人員が30人未満
または
階数が2以下のホテル・旅館



【消防機関への申請】

「表示制度対象外施設申請書」及び
関係書類の提出
※関係書類は左記同様



【消防機関による審査】

- ・提出書類審査
- ・現地確認



～審査結果良好の場合～

- ◆消防本部にて「表示制度対象外施設通知書」を交付

【表示マーク】

【種類】	【有効期間】
表示マーク(銀) ⇒	1年
表示マーク(金) ⇒	3年



【サンプル】適マーク
(銀)

【表示マークの失効】

以下の項目に該当する場合は、適合通知書の効力が失効します。

- ◆ 火災が発生し、出火原因又は出火時の対応について、当該施設の関係者の責に帰する事由がある場合
- ◆ 基準に適合していない場合で、是正措置が講じられていない場合
- ◆ ホームページ等での使用に際し、電子データを無断で転用した場合
- ◆ 表示マーク交付対象施設又は防火基準等適合通知書交付対象施設に該当しなくなった場合
- ◆ 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けた場合
- ◆ その他、消防長が必要と認めた場合

上記に該当することが確認された場合は、消防本部より「表示マーク返還請求書」を通知しますので、表示マークの返還及びホームページ等への電子データの掲出を停止していただきます。

【表示マークの再交付】

表示マークの再交付の申請ができるのは、

返還事由が改善された日から1年が経過した日以降です。

【申請及び問合せ先】
常滑市消防本部予防課
☎0569-35-8631

